

# 仕様書

## 1 業務名

令和5年度自己採取HPV検査及び検査案内・検査結果通知業務

## 2 目的

子宮頸がん検診の未受診者対策として、自己採取によるHPV検査を促すことで、子宮頸がんに関する正しい知識を普及啓発し、検診受診率向上につなげることを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日～令和6年3月31日

## 4 業務区分、予定件数

業務区分		予定件数
業務区分1	・案内通知の作成・送付	7,828件
業務区分2	・申込受付 ・アンケートⅠの実施及び集計 ・検査キットの送付	1,460件
業務区分3	・郵送された検体の回収、HPV検査、検査結果通知 ・アンケートⅡ（検査結果通知対象者）の実施及び集計 ・検体未提出者への提出勧奨 ・HPV陽性者への札幌市子宮頸がん検診の受診勧奨	1,150件

※予定件数は過去の実績から算出したものであり、本業務の履行にあたって保障するものではない。

## 5 業務内容

### (1) 業務区分1

#### ア 対象者の要件

以下の全てに該当する女性

- (ア) 令和5年4月1日時点で札幌市に住民登録を有する者
- (イ) 令和5年4月1日時点で25歳の者（平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれ）
- (ウ) 過去3年度（令和2年4月1日～令和5年3月31日まで）札幌市子宮頸がん検診の受診歴がない者
- (エ) 妊娠期間中でない者
- (オ) 子宮全摘手術を受けたことがない者
- (カ) ミレーナ（避妊リング）を装着していない者
- (キ) 半年以内に医師による子宮頸がん検診を受けた後、子宮頸がんについて医師の診察・治療を受けていない者

#### イ 通知物の作成、発送

- (ア) 通知物の作成

自己採取HPV検査の案内通知（検査申込書、封筒を含む）を作成する。通知物については、委託者と協議の上作成し、校正は最低3回とする。

(イ) 通知物の印刷・発送

通知物（封筒を含む）の印刷及び送付対象者の宛名等については、委託者が提供する情報をもとに受託者が印刷し、発送する。その際の郵送料は受託者の負担とする。印刷物は、発送前に委託者に対し見本を納品する。なお、印刷物の刷色は4色とする。

(ウ) 発送時期

案内通知発送：10月下旬～11月上旬

(2) 業務区分2

ア 申込受付

(ア) 申込期限

令和5年11月下旬

(イ) 申込受付方法

受託者は検査希望者の申込受付事務の一切を行う。受付方法は、WEB申込とする。また、受付にあたっては申込者より検査結果が委託者に提供されること、検査結果が陽性の場合、札幌市子宮がん検診を勧奨されること、受診が確認できない場合は、委託者より本人へ連絡する場合があることについて同意を得ることとする。

イ アンケート I の実施及び集計

検査希望者に対しては申込時にWEBによるアンケートを実施することとし、全ての申込者からアンケートの回答を得られるよう、申込フォームにアンケートを組み込む等して、回答と併せて申込の受付を行う。アンケート内容については、委託者と協議の上決定する。アンケート実施後、集計を行い、集計結果は委託者へ提出する。

ウ 検体提出用容器（以下、「キット」とする）の送付

キットは、受託者が準備するものとし、エヴァリンブラシ（Rovers社）もしくはホームスミアセットプラス（あしかメディ工業株式会社）を使用する。使用期限は履行期間を超えたものとし、事前に委託者に報告する。対象者からの申し込みが確認でき次第、順次検査希望者へキット及び採取方法、提出方法等について通知を発送する。なお、この通知物に関しては受託者が作成・印刷（刷色は4色）することとするが、採取方法についてはキットにあらかじめ付属されている場合は、その使用も可とする。提出方法等の通知の内容は、事前に委託者と協議の上決定することとし、事前に委託者に提出する。郵送料は受託者の負担とする。

(3) 業務区分3

ア 検体の回収、検査

受託者は、検査希望者より検体を郵送により回収し、検査を実施する。検体回収に係る郵送料については受託者の負担とする。検体の提出期限は、申込期限から1か月程度とするが、詳細は委託者と協議の上決定することとする。

検査方法は、コバスHPV（社名：ロシュ・ダイアグノスティックス）とする。検査結果については随時委託者に報告し、契約期間終了後においても5年間は保存すること。また、個別の検査結果については最終的にエクセルファイルに一覧表としてまとめ、委託者へ提出すること。提出ファイルは、受診再勧奨の資料として使用するため、検査結果

の他、受検者の氏名・生年月日・連絡先（住所・電話番号、メールアドレス）等を明記したものとするが、詳細の項目については委託者と協議の上決定することとする。

なお、検査終了後の検体については受託者が適切に廃棄すること。

#### イ 検査結果等の通知

検査結果については、速やかに受検者あてに受託者より通知する。通知方法は、メールによるWEB上での閲覧の誘導とする。検査結果陽性の記載については、16型、18型、その他ハイリスク型の3つのカテゴリーとし、それぞれの結果を記載する。通知内容は事前に委託者と協議の上決定することとするが、HPV陽性者に対しては、札幌市子宮がん検診の受診を促す内容の文面を入れること。

#### ウ アンケートⅡの実施及び集計

検査結果通知対象者に対して、結果通知と同時に、WEBによるアンケートを実施する。アンケート内容については、委託者と協議の上決定する。アンケート実施後、集計を行い、集計結果は委託者へ提出する。

#### エ 検体未提出者への提出勧奨

5(2)ウでキットを送付した者のうち、一定期間検体の提出がない者に対して、リマインドメールを送信する。メールの送信時期については、委託者と協議の上決定する。

#### オ 陽性者への札幌市子宮頸がん受診勧奨

(3)アでHPV陽性と通知した者に対して、結果通知から一定期間経過後、電話またはメールの送信により、札幌市子宮がん検診の受診勧奨を行う。実施時期及び内容については、委託者と協議の上決定することとする。なお、受診勧奨者数については、過去の実績より陽性率が受検者の17%程度（「4 業務区分、予定件数」から算出すると200人程度）と想定されるが、本業務の履行にあたって保障するものではない。

## 6 契約方法

契約方法は単価契約とし、業務区分1～3について各々単価を設定する。なお、実際の件数が予定件数と異なる場合においても、契約した単価の変更は行わない。

## 7 業務報告及び請求

(1) 受託者は、毎月の業務完了後に完了届を提出すること。また、業務区分ごとの実績数を集計した書類を添付すること。また、日報もしくは週報のデータを委託者が指示した際には、委託者の指定した形式・媒体で委託者へ提出する。なお、業務区分ごとの実績数とは、以下に示す数とする。

- ・業務区分1：案内通知送付数
- ・業務区分2：検査キット送付数
- ・業務区分3：検査結果通知数

(2) 受託者は、以下のとおり委託者へ請求を行う。

ア 業務区分1～3の業務について、業務ごとの単価に各々の1か月分の実績件数を乗じる。

イ 上記アの金額を合計した金額に消費税及び地方消費税を加えた金額を、本市所定の請求書又はこれに準ずる様式を用いて請求すること。

## 8 特記事項

不測の事態が発生し、検査の受託が困難又は検体取扱い時のトラブル等が発生した場合、受託者は速やかに委託者に当該事態、理由、収束の目途等について報告することとする。

## 9 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

## 10 秘密の保持

受託者は、業務全般の等の実施にあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 11 個人情報の保護

受託者は、別紙「個人情報取扱安全管理基準」に適合していることを示すため、様式1「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」に必要書類を添付して提出すること。また、毎月の業務完了後、様式2「個人情報取扱状況報告書」を提出し、委託者に個人情報の取扱状況を報告すること。

## 12 その他

- (1) 業務の遂行に必要な機材、消耗品、物品等は、受託者の負担とする。
- (2) その他必要な事項については、委託者、受託者誠意をもってその都度協議のうえ定めるものとする。